

## 埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案件名表

## 【議案】

## 予算

案件名	概要
1 令和6年度埼玉県一般会計予算	本年度 2,119,744,000千円 前年度 2,211,095,000千円 増減額 △91,351,000千円 伸び率 △4.1%
2 令和6年度埼玉県公債費特別会計予算	本年度 536,977,690千円 前年度 527,093,221千円 増減額 9,884,469千円 伸び率 1.9%
3 令和6年度埼玉県証紙特別会計予算	本年度 429,560千円 前年度 13,705,502千円 増減額 △13,275,942千円 伸び率 △96.9%
4 令和6年度埼玉州市町村振興事業特別会計予算	本年度 13,495,753千円 前年度 13,536,686千円 増減額 △40,933千円 伸び率 △0.3%

案件名	概要	
5 令和6年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	791,805千円 696,817千円 94,988千円 13.6%
6 令和6年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	1,120,299千円 1,148,949千円 △28,650千円 △2.5%
7 令和6年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	13,706,480千円 12,168,958千円 1,537,522千円 12.6%
8 令和6年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	588,054,880千円 603,946,387千円 △15,891,507千円 △2.6%
9 令和6年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	121,331千円 124,411千円 △3,080千円 △2.5%
10 令和6年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	31,506千円 30,545千円 961千円 3.1%

案件名	概要
11 令和6年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	本年度 20,650千円 前年度 20,650千円 増減額 0千円 伸び率 0.0%
12 令和6年度本多静六博士育英事業特別会計予算	本年度 40,283千円 前年度 33,326千円 増減額 6,957千円 伸び率 20.9%
13 令和6年度埼玉県用地事業特別会計予算	本年度 3,604,562千円 前年度 1,775,574千円 増減額 1,828,988千円 伸び率 103.0%
14 令和6年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	本年度 12,913,501千円 前年度 13,202,465千円 増減額 △288,964千円 伸び率 △2.2%
15 令和6年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	本年度 689,885千円 前年度 695,546千円 増減額 △5,661千円 伸び率 △0.8%
16 令和6年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	本年度 50,639,824千円 前年度 62,180,116千円 増減額 △11,540,292千円 伸び率 △18.6%

案件名	概要
17 令和6年度埼玉県総合リハビリテーションセンター 一病院事業会計予算	本年度 4,404,231千円 前年度 4,670,511千円 増減額 △266,280千円 伸び率 △5.7%
18 令和6年度埼玉県工業用水道事業会計予算	本年度 3,579,853千円 前年度 2,797,583千円 増減額 782,270千円 伸び率 28.0%
19 令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	本年度 100,898,281千円 前年度 91,269,113千円 増減額 9,629,168千円 伸び率 10.6%
20 令和6年度埼玉県地域整備事業会計予算	本年度 15,359,950千円 前年度 8,286,939千円 増減額 7,073,011千円 伸び率 85.4%
21 令和6年度埼玉県流域下水道事業会計予算	本年度 87,904,800千円 前年度 89,991,576千円 増減額 △2,086,776千円 伸び率 △2.3%

# 条例

案件名	概要								
<p>1 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更等を踏まえ、知事認定獣医師等が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理手数料等の額を定めるとともに、危険物取扱者試験手数料等の額を改定する等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更等を踏まえた手数料の新設 (例) 知事認定獣医師等が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理手数料 1頭分につき 60円</p> <p>(2) 手数料の額の改定 (例) 甲種危険物取扱者試験手数料の改定</p> <table border="1" data-bbox="853 608 1608 679"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,600円</td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日等</p>	現 行	改正後	6,600円	7,200円				
現 行	改正後								
6,600円	7,200円								
<p>2 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置目的を変更するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、設置期間を延長するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 設置目的の変更</p> <table border="1" data-bbox="853 1082 1980 1225"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、並びに県民に対する医療提供体制の整備並びに県経済の回復及び活性化を図るための事業</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県経済の回復及び活性化を図るための事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 設置期間の延長</p> <table border="1" data-bbox="853 1283 1601 1355"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和10年3月31日まで</td> <td>令和11年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日</p>	現 行	改正後	新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、並びに県民に対する医療提供体制の整備並びに県経済の回復及び活性化を図るための事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県経済の回復及び活性化を図るための事業	現 行	改正後	令和10年3月31日まで	令和11年3月31日まで
現 行	改正後								
新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、並びに県民に対する医療提供体制の整備並びに県経済の回復及び活性化を図るための事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県経済の回復及び活性化を図るための事業								
現 行	改正後								
令和10年3月31日まで	令和11年3月31日まで								

案件名	概要												
<p>3 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 児童虐待防止対策の強化等のため、職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 職員定数の改定</p> <table border="1" data-bbox="815 360 1733 507"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局</td> <td>7, 138人</td> <td>7, 159人</td> </tr> <tr> <td>公営企業管理者</td> <td>427人</td> <td>439人</td> </tr> <tr> <td>下水道事業管理者</td> <td>107人</td> <td>111人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>		現 行	改正後	知事部局	7, 138人	7, 159人	公営企業管理者	427人	439人	下水道事業管理者	107人	111人
	現 行	改正後											
知事部局	7, 138人	7, 159人											
公営企業管理者	427人	439人											
下水道事業管理者	107人	111人											
<p>4 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 住民基本台帳法の一部改正に伴い、附票本人確認情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めるとともに、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 附票本人確認情報を利用等できる事務に関する規定を追加</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 規定の整備</p> <p>(2) 執行機関の附属機関に関する条例</p> <p style="margin-left: 20px;">審議会の名称等を変更する規定の整備</p> <p>3 施行期日 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日等</p>												

案件名	概要
<p>5 埼玉県個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、新設された用語を定義 (例) 同法の別表に掲げられる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものを、特定個人番号利用事務として規定</p> <p>3 施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日</p>
<p>6 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 人事管理上の必要性に鑑み、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職から、警察職員が殉職等により昇任する場合に臨時的に置かれる職を除外するための改正</p> <p>2 内 容 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職から、警察職員が殉職等により昇任する場合に当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職を除外</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>

案件名	概要				
<p>7 彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【環境部】</p>	<p>1 趣 旨 彩の国みどりの基金に積み立てる自動車税の種別割に係る歳入の金額の割合を変更するための改正</p> <p>2 内 容 割合を変更</p> <table border="1" data-bbox="817 359 1299 430"> <tr> <td style="text-align: center;">現 行</td> <td style="text-align: center;">改正後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">百分の一・五</td> <td style="text-align: center;">百分の一</td> </tr> </table> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>	現 行	改正後	百分の一・五	百分の一
現 行	改正後				
百分の一・五	百分の一				
<p>8 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【福祉部】</p>	<p>1 趣 旨 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、軽費老人ホーム等に係る運営に関する基準を改定等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 協力医療機関等に関する基準の追加</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 協力医療機関との連携体制の構築を義務付け</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携の努力義務化</p> <p>(2) その他運営に関する基準の追加</p> <p style="margin-left: 20px;">(例) 特別養護老人ホームにおける利用者の安全及び介護サービスの質の確保・職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付け</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>				



案件名	概要
<p>9 介護保険法施行条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【福祉部】</p>	<p>1 趣 旨 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅サービス等に係る運営に関する基準を改定等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 医療機関との連携に関する基準の追加 ア 施設系のサービスにおける協力医療機関との連携体制の構築を義務付け イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携の努力義務化</p> <p>(2) その他運営に関する基準の追加 (例) 施設系のサービスにおける利用者の安全及び介護サービスの質の確保・職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付け</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日等</p>
<p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【福祉部】</p>	<p>1 趣 旨 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準等を改定等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 就労選択支援に関する基準の新設 (例) 公共職業安定所等との連絡調整の義務付け</p> <p>(2) 障害者支援施設に関する基準の追加 (例) 地域移行等意向確認担当者の選任等を義務付け</p> <p>(3) その他運営に関する基準等の追加 (例) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携の努力義務化</p> <p>(4) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日等</p>

案件名	概要
<p>1 1 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【福祉部】</p>	<p>1 趣 旨 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例の制度を設けるための改正</p> <p>2 内 容 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例を規則で定める規定の整備</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>
<p>1 2 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【福祉部】</p>	<p>1 趣 旨 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準等を改定等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童発達支援センターの類型の一元化</li> <li>(2) 里親支援センターの設備及び運営に関する基準の追加</li> <li>(3) その他運営に関する基準の追加 (例) 児童養護施設等における児童等からの意見聴取等を義務付け</li> <li>(4) 規定の整備</li> </ul> <p>3 施行期日 令和6年4月1日等</p>

案件名	概要				
<p>13 廃 埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県健康づくり安心基金を廃止するための条例の制定</p> <p>2 内 容 埼玉県健康づくり安心基金を廃止</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>				
<p>14 医療法施行条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>1 趣 旨 介護療養病床の廃止に伴い、療養病床を有する病院等の従業者の基準等の特例措置を廃止するとともに、医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の従業者の基準を改定するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 療養病床の転換に係る特例措置の廃止 (例) 療養病床に係る看護師及び准看護師の員数について、「入院患者4人に対し1人」という基準を「入院患者6人に対し1人」に緩和する措置を廃止</p> <p>(2) 病院の従業者の基準の改定 病床数100以上の病院にあつて配置しなければならない従業者</p> <table border="1" data-bbox="853 922 1440 994"> <thead> <tr> <th data-bbox="853 922 1144 959">現 行</th> <th data-bbox="1144 922 1440 959">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="853 959 1144 994">栄養士</td> <td data-bbox="1144 959 1440 994">栄養士又は管理栄養士</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>	現 行	改正後	栄養士	栄養士又は管理栄養士
現 行	改正後				
栄養士	栄養士又は管理栄養士				

案件名	概要															
<p>15 知事の権限に属する事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>1 趣 旨 難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を川越市、川口市及び越谷市が処理することとするための改正</p> <p>2 内 容 指定難病要支援者に対する証明に関する書類の受理等に係る事務を川越市等に移譲</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>															
<p>16 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改 正する条例</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>1 趣 旨 新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに試験研究機器に係る使用料の額を改定するとともに、老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 使用料の額を定める等する試験研究機器（4機器） (例)</p> <table border="1" data-bbox="864 847 1830 922"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顕微ラマン分光光度計</td> <td>1時間</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 手数料の額を定める依頼試験（3試験） (例)</p> <table border="1" data-bbox="864 1027 1830 1136"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>細目</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">顕微ラマン分光光度計</td> <td rowspan="2">試料分析</td> <td>1試料</td> <td rowspan="2">9,820円</td> </tr> <tr> <td>1測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験研究機器に係る使用料（6機器）及び依頼試験に係る手数料（6試験）の廃止</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	名称	単位	金額	顕微ラマン分光光度計	1時間	4,000円	名称	細目	単位	金額	顕微ラマン分光光度計	試料分析	1試料	9,820円	1測定
名称	単位	金額														
顕微ラマン分光光度計	1時間	4,000円														
名称	細目	単位	金額													
顕微ラマン分光光度計	試料分析	1試料	9,820円													
		1測定														

案件名	概要
<p>17 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する 条例</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>1 趣 旨 建築基準法の一部改正を踏まえ、都市計画区域以外の区域のうち知事が指定する区域内における建築物の敷地又は構造の制限を緩和するとともに、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 容積率等の限度を超えることを可能とする特例許可の拡充</p> <p>(2) 容積率制限の合理化 (例) 老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等について、認定により容積率の算定基礎となる面積から除外</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 公布の日等</p>
<p>18 埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正 する条例</p> <p style="text-align: right;">【企業局】</p>	<p>1 趣 旨 工業用水の使用者の利便性の向上を図るため、使用水量の確認に電磁的方法を導入することに伴い、超過料金に関する規定を改めるための改正</p> <p>2 内 容 使用水量の確認に電磁的方法を導入することに伴う規定の改定</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>

案件名	概要															
<p>19 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 1人1台端末を活用した個別最適な学びの推進等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 職員定数の改定</p> <table border="1" data-bbox="815 395 1733 469"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会事務局職員</td> <td>729人</td> <td>731人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>		現 行	改正後	教育委員会事務局職員	729人	731人									
	現 行	改正後														
教育委員会事務局職員	729人	731人														
<p>20 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 学校職員定数の改定</p> <table border="1" data-bbox="806 818 1724 1171"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立高等学校及び市町村立高等学校 (定時制の課程)</td> <td>9,237人</td> <td>9,281人</td> </tr> <tr> <td>県立及び市町村立の特別支援学校</td> <td>5,050人</td> <td>5,237人</td> </tr> <tr> <td>県立及び市町村立の中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)</td> <td>10,364人</td> <td>10,307人</td> </tr> <tr> <td>市町村立小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)</td> <td>18,111人</td> <td>18,306人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>		現 行	改正後	県立高等学校及び市町村立高等学校 (定時制の課程)	9,237人	9,281人	県立及び市町村立の特別支援学校	5,050人	5,237人	県立及び市町村立の中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)	10,364人	10,307人	市町村立小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)	18,111人	18,306人
	現 行	改正後														
県立高等学校及び市町村立高等学校 (定時制の課程)	9,237人	9,281人														
県立及び市町村立の特別支援学校	5,050人	5,237人														
県立及び市町村立の中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)	10,364人	10,307人														
市町村立小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)	18,111人	18,306人														

案件名	概要								
<p>21<sup>新</sup> 埼玉県公立学校情報機器整備基金条例</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てることを目的として、基金を設置するための条例の制定</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 積み立てる額 積み立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>(2) 基金の処分 初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てる場合に限る</p> <p>(3) その他 運用益金の処理等</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 公布の日</p> <p>(2) 有効期限 令和11年3月31日限り</p>								
<p>22 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>1 趣 旨 定年の引上げに伴い、警察官の階級別の定数及び警察官以外の職員の定数の特例を定めるための改正</p> <p>2 内 容 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の警察官等の階級別定数の特例</p> <table border="1" data-bbox="817 1018 1518 1161"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数に加える職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警部</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>警察官以外の職員</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>		定数に加える職員数	警部	1人	警部補及び巡査部長	3人	警察官以外の職員	2人
	定数に加える職員数								
警部	1人								
警部補及び巡査部長	3人								
警察官以外の職員	2人								

案件名	概要				
<p>23 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>1 趣 旨 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、警備業認定証再交付手数料等の定めを廃止するとともに、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の額を改定する等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 手数料の廃止等 (例) 警備業認定証再交付手数料の廃止</p> <p>(2) 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の額の改定</p> <table border="1" data-bbox="853 536 1608 608"> <thead> <tr> <th data-bbox="853 536 1229 571">現行</th> <th data-bbox="1229 536 1608 571">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="853 571 1229 608">12,700円</td> <td data-bbox="1229 571 1608 608">14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>	現行	改正後	12,700円	14,000円
現行	改正後				
12,700円	14,000円				



## 事件議決

案件名	概要
<p>1 包括外部監査契約の締結について</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金額 20,000,000円を上限とする額</p> <p>2 相手方 新江 明</p>
<p>2 特定事業契約の締結について</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業の特定事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 期 間 議決の日から令和24年3月31日まで</p> <p>2 金額 21,045,136,151円</p> <p>3 相手方 さきたまプールPFIサービス株式会社 (埼玉県さいたま市)</p>
<p>3 県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町 さいたま市ほか26市町</p> <p>2 負担額 当該市町に係る事業費にそれぞれ負担率を乗じて得た額以内の額</p>

案件名	概要
<p>4 農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>農道整備事業等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町 川越市ほか15市町</p> <p>2 負担額 当該市町に係る事業費にそれぞれ負担率を乗じて得た額以内の額</p>
<p>5 首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>首都高速道路株式会社による埼玉県道高速葛飾川口線等の事業の変更に同意することについて、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき議決を求めるもの</p>
<p>6 急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めるため、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係町 長瀬町及び小鹿野町</p> <p>2 負担額 それぞれの区域に係る事業費に20分の1を乗じて得た額</p>

## 基本的な計画の策定等

案件名	概要
1 埼玉県地域保健医療計画の策定について  【保健医療部】	埼玉県地域保健医療計画を策定することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条第2号の規定に基づき議決を求めるもの
2 第4期埼玉県教育振興基本計画の策定について  【教育局】	第4期埼玉県教育振興基本計画を策定することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条第2号の規定に基づき議決を求めるもの

## 予算（令和5年度2月補正分）

案件名	概要
1 令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）	補正前 2, 259, 394, 895千円 補正額 31, 958, 220千円 補正後 2, 291, 353, 115千円 対当初比 103.6%

## 事件議決（令和5年度2月補正分）

案件名	概要
<p>1 急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の神川町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について神川町が負担すべき金額を定めるため、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 負担額 その区域に係る事業費に20分の1を乗じて得た額</p>

## 【報告】

### 地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告

案件名	概要
<p>1 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>地方自治法施行令の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和6年2月1日</p> <p>2 専決処分理由 地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をするため</p> <p>3 改正内容 同政令の適用規定 「第173条第1項」 → 「第173条の4第1項」</p> <p>4 施行期日 令和6年4月1日</p>
<p>2 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>住民基本台帳法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和6年1月26日</p> <p>2 専決処分理由 住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定の整備をするため</p> <p>3 改正内容 同法の適用規定 「第30条の9」 → 「第30条の7第4項」等</p> <p>4 施行期日 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日</p>

案件名	概要
<p>3 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例及び埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和6年1月18日</p> <p>2 専決処分理由 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、規定の整備をするため</p> <p>3 改正内容 同法の適用規定 「第2条第1号」 → 「第2条第1項第1号」等</p> <p>4 施行期日 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日</p>
<p>4 埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和5年12月26日</p> <p>2 専決処分理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするため</p> <p>3 改正内容 同法の適用規定 「法第10条第1項」 → 「法第10条第1項又は第10条の2」</p> <p>4 施行期日 令和6年4月1日</p>

案件名	概要
<p>5 損害賠償の額を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>公務員の職務に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 専決処分年月日 令和6年2月5日</li> <li>2 専決処分理由 公務員の職務に係る損害賠償額の決定のため</li> <li>3 相手方 損害が生じた者（1名）</li> <li>4 事案の概要 一般旅券の紛失届を提出し、後日、当該旅券を発見した相手方に対して、県職員が紛失届により既に当該旅券が失効した事実を教示しなかったため、相手方は当該旅券の有効性を誤信したまま渡航認証申請を行い、その結果、渡航認証が承認されず査証取得が必要となり、査証取得費用等の損害を与えたもの</li> <li>5 損害賠償額 210,421円</li> </ol>
<p>6 損害賠償の額を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>公務員の職務に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 専決処分年月日 令和6年1月17日</li> <li>2 専決処分理由 公務員の職務に係る損害賠償額の決定のため</li> <li>3 相手方 著作権者（1名）</li> <li>4 事案の概要 埼玉県立高等看護学院が発行する学内広報紙等において、相手方が著作権を有するイラストを相手方の許諾を得ずに掲載し、著作権を侵害したもの</li> <li>5 損害賠償額 88,000円</li> </ol>